

令和４年度 東京都と特定非営利活動法人キッズデザイン協議会との協働事業
に関する協定書

東京都を甲とし、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会を乙とし、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条 甲及び乙は、安全に配慮した商品見本市その他消費者及び事業者が参加する事業の実施を通じて、消費者の安全に配慮した商品に対する関心を喚起し、事業者による安全に配慮した商品の開発を促進することにより、消費生活における子供の危害・危険被害の防止と安全・安心な商品市場の実現を図るものとする。

（協定期間）

第２条 協定締結の日から令和５年３月３１日まで

（事業内容）

第３条 甲及び乙が実施する事業は、次のとおりとし、各事業の詳細は、別紙「事業計画書」のとおりとする。

- （１） 安全に配慮した商品見本市
安全に配慮した商品の展示、プレゼンテーション等を行うイベントを実施する。
- （２） 安全に配慮した商品の販売
安全に配慮した商品の販売を実施する。
- （３） 安全に配慮した商品の開発促進等
安全に配慮した商品に関する中小企業又は消費者対象の参加型事業を実施する。

（業務分担）

第４条 甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

- （１） 甲の業務分担
 - ア 事業内容の企画
 - イ 事業の開催に関する広報
 - ウ その他、甲が必要と認めること。
- （２） 乙の業務分担
 - ア 事業の企画立案
 - イ 事業に必要な場所、協力者、専門家等の手配
 - ウ 事業の開催に関する広報
 - エ 事業の開催に関する業務（事務局運営、事業構築等）
 - オ その他、乙が必要と認めること。

（経費の分担）

第５条 事業に関する経費は、別紙「収支予算書」のとおりとし、甲の分担金及び乙の事業費をもって充てる。

２ 甲の分担金の限度額は、１０，２５０，０００円とする。ただし、開催・運営・広報に要する経費に限り支出する。

3 乙は、次の経費を負担する。

(1) 企画検討に要する経費

(2) その他事業実施に当たり必要な諸経費

4 甲の分担金は、乙の請求に基づき、甲が乙に対して支出する。

(分担金の減額)

第6条 甲は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金を減額することができる。

(1) 乙が第4条第2号に記載の事業のうちの全部又は一部を実施しなかったとき。

(2) 乙がこの協定書に反して事務を処理したとき。

(経理)

第7条 乙は、協働事業に係る収入及び支出を明らかにするために帳簿を調べ、証拠書類を適正に管理し、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(調査)

第8条 甲は、必要に応じて協働事業に係る収入及び支出の内容について、乙が管理する経理処理内容を調査できるものとし、乙は、甲が行う調査に誠意をもって対応し協力しなければならない。

(報告)

第9条 乙は、事業が終了した時は、速やかに事業報告書及びその他甲が必要と認める書類を甲に提出する。

(分担金の額の確定)

第10条 甲は、前条の規定による事業報告書を受領した場合において、その内容を精査し、適正と認めたときは、分担金の額を確定する。

(解除)

第11条 甲は、乙の事業執行上、甲の協働事業としてふさわしくない行為があったときは、この協定を解除することができる。

2 前項の規定に基づき、甲がこの協定を解除したことにより乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(分担金の返還)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期日を定めて分担金の返還を命じる。

(1) 甲が第6条の規定により分担金を減額した場合において、既に乙にその額を超える分担金が支出されているとき。

(2) 甲が前条の規定により協定を解除した場合において、既に乙に分担金が支出されているとき。

(延滞金及び違約加算金)

第13条 甲が前条の規定により乙に分担金の返還を命じた場合において、乙がこれを期日ま

でに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

- 2 甲が前条第2号の規定により乙に分担金の返還を命じた場合においては、乙は、その命令に係る分担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該分担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

（延滞金及び違約加算金の計算）

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた分担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金額が返還を命じた分担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた分担金の額に充てるものとする。

（変更等承認）

第15条 乙は、次の（1）から（2）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- （1） 協働事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2） 協働事業の内容を変更しようとするとき。

（個人情報の取扱い）

第16条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報を、相互に共同して利用する。この際、甲及び乙は、共同して利用する個人情報の項目、甲と乙において共同利用する旨、共同利用の目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人が知ることができるよう措置する。
- 3 甲及び乙は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 4 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 5 甲又は乙の一方が、他方の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該他方に文書で報告する。
- 6 甲及び乙は、協働事業に係る業務が終了したときは、各々が所有する個人情報について、法令等あらかじめ定められた保存期限に従い保管した後、適正に廃棄する。

（印刷物の承認）

第17条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に甲に原稿を提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第18条 その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議してこれを決定する。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年8月26日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都港区虎ノ門三丁目4番10号
乙 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会
代表者 会長 坂井 和則